

# 平成19年生駒市教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時 平成19年8月24日(金) 午前11時

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 平成20年度生駒市立幼稚園児募集について
- (2) 生駒市立小学校30人学級実施要綱の制定について
- (3) 平成19年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について

4 出席委員

委員長	中井公人	委員(委員長職務代理者)	中田和子
委員	木下正己	教育長	早川英雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	中田好昭	教育総務課長	峯島 妙
教育指導課長	西井久之	人権教育課長	宿賀 忍
学校給食センター所長	奥谷茂治	生涯学習振興課長	米田 秀一
女性青少年課長	細川隆庸	中央公民館長	松本 裕孝
図書会館長	平井克典	北コミュニティセンター館長	奥村 直幸
体育振興課長	中井 宏	教育総務課課長補佐	辻中 伸弘
人権教育課	生駒芳弘	生涯学習振興課課長補佐	西野 敦
女性青少年課長補佐	吉岡秀高	芸術会館長	行元 政樹
図書会館副会館長	辻中 昇	書記	楠下 崇子
書記	村田 充弘		

7 傍聴者 なし

午前11時開会

○中井委員長：平成19年生駒市教育委員会第8回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回会議録の承認を議題といたします。

会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午前11時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第8回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前11時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般の報告について、各部庶務担当課長から報告を受けます。

9月の行事予定について（峯島課長及び米田課長から説明）

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、報告第18号「平成20年度生駒市立幼稚園児募集について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：それでは、報告第18号「平成20年度生駒市立幼稚園児募集について」ご報告いたします。

従来からの3歳児保育抽選漏れによる不公平感を払拭し、就学前教育の充実を図るため、来年度から年次的に3歳児保育入園希望者の全員受け入れを進めていきます。

要綱中の変更点といたしましては、募集定員について、高山・南・生駒・俵口・あす

か野幼稚園の5園で、原則入園希望者全員を受け入れることを記載しております。

なばた・生駒台・桜ヶ丘・壱分幼稚園の4園につきましては、平成20年度に入園希望者全員を受け入れると保育室の不足が見込まれることから、全員受け入れを平成21年度からとしております。

申し込みにつきましては、平成19年10月10日（水）から19日（金）の間に各園で受付させていただきます。

また、本募集案内につきましては、昨年度同様、9月15日号の広報いこま及び市ホームページに掲載予定ですので、よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第18号「平成20年度生駒市立幼稚園児募集について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、議案第18号「生駒市立小学校30人学級実施要綱の制定について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：それでは、議案第18号「生駒市立小学校30人学級実施要綱の制定について」ご説明いたします。

30人学級の早期実施につきましては、今年度5月の第5回定例会におきまして、「子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会」の第2次報告として、小学校低学年での30人学級の計画的、段階的な実施に向けての答申をいただいているところでございます。

当検討委員会報告の主旨を踏まえまして、平成20年度から小学校第1学年で30人学級を実施すべく、当該実施要綱（案）を調整しておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

まず、第1条の実施の目的でございますが、小学校低学年では、幼稚園・保育園と比べ、生活環境や学習環境が大きく変化する時期であり、この時期に少人数による、よりきめ細かな教育を行うことで、子どもたちの確かな学力の定着を図ることを目的としています。

続きまして、第2条及び第3条では、奈良県が定める学級編制基準とは別に、市独自で、小学校第1学年において、1学級当たり30人以下の学級を編制することが出来ること、及びそれに関する県の同意について規定をしております。

第4条及び第5条につきましては、30人学級実施に係る市費教員の任用及びその職務について、規定しております。なお、小学校の常勤講師採用についてですが、平成20年度は12名程度の市費講師が小学校で必要と考えており、別紙資料のとおり実施要綱を作成いたしました。これにつきましては、9月15日号の広報いこまや市ホームページに掲載予定でございます。

第6条及び第7条につきましては、30人学級実施に当たっての、実施手順及び実施校の申請・実績の報告について規定しております。この分につきましては、県の少人数学級の報告と同じように、学校長の方から30人学級についての協議と報告をいただくため、様式を定めております。

なお、本要綱は、平成20年度以降の学級編制について、適用するものであります。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、議案第18号「生駒市立小学校30人学級実施要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

今後は、優秀な人材の確保が課題となりますが、本件については市民の期待も大きいことと思っておりますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、議案第19号「平成19年生駒市議会第4回（9月）定例会提出議案の意見について」を議題といたします。

女性青少年課、細川課長から説明を受けます。

○細川課長：それでは、日程第6、議案第19号「平成19年生駒市議会第4回（9月）定例会提出議案」についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。市議会への提出議案といたしましては「生駒市男女共同参画推進条例の制定」についてでございます。

本条例は、生駒市における男女共同参画政策の根拠として市、市民、事業者、教育関係者等に対する責務を明確にし、市全体で長期的な展望を持って、男女共同参画を推進するために制定を目指し提案するものでございます。

なお、本条例案の作成につきましては、昨年9月に立ち上げました（仮称）男女共同参画推進条例を考える市民スタッフ会議が延べ20数回にわたる検討を行うとともに、男女共同参画施策推進懇話会においても審議していただき作成したものでございます。構成は、前文と四つの章からなっております。

それでは全24条からなります本条例の内容につきましてご説明させていただきます。

まず、前文では、男女共同参画を取り巻く状況や本市の特性はじめ、本条例制定の趣旨を謳っております。

続いて第1条は、目的でございます。基本理念や市、市民の責務等、男女共同参画施策の基本的事項を定め、総合的・計画的に推進し男女共同参画社会の実現をはかることを目的としております。

次に第2条は、定義でございます。「男女共同参画」をはじめ、この条例における用語の定義を定めております。

次に第3条は、基本理念でございます。本市において、男女共同参画推進施策を実施するにあたり、重要な指針となるものでございます。

次に第4条は、市の責務でございます。第3条の基本理念にのっとり男女共同参画の推進に関する施策の策定、実施にあたって市の努力義務を規定しております。

第5条は、市民の責務でございます。男女共同参画の推進に関する市民の責務を規定しております。

第6条は、事業者の、第7条は教育関係者のそれぞれ男女共同参画の推進に関する責務の規定でございます。

次に第8条は、性別による人権侵害の禁止規定でございます。

次に第9条は、広告物等の表現への配慮に関する規定でございます。

次に第10条は、行動計画について、その策定方について、市長の責務等として定めたものでございます。

第11条は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の報告と公表について規定しております。

次に第12条は、男女共同参画の推進に関する施策のための体制整備についての規定でございます。

次に第13条は、施策の策定等に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するという規定でございます。

次に第14条は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に際しては、調査研究をし、成果を施策に反映させることという規定でございます。

次に第15条は、積極的改善措置でございます。市は、あらゆる分野の男女間の参画機会の格差について、積極的に改善措置を講ずること等の規定でございます。

次に第16条は、男女共同参画の推進について理解を深めるための広報活動等を規定

しております。

第17条は、家庭生活における活動等と職場、学校等における活動等の両立支援等についての規定でございます。

第18条は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に対して支援、協力をするという規定でございます。

第19条は、雇用の分野における男女共同参画の推進でございます、事業者に対する各種の働きかけ等について規定しております。

次に第20条は、この条項は男女共同参画の推進に関する教育及び学習の推進についての規定でございます。

次に第21条は、苦情申出等への対応でございます。

次に第22条は、取組拠点の充実でございます。

次に第23条は、男女共同参画審議会に関する規定で、所管事務のほか、委員の定数、男女の構成割合等を規定しております。

最後に第24条は、本条例の施行に関する必要事項は規則で定めることとしております。

なお、附則で条例の施行日を平成20年4月1日とするほか、審議会委員及び専門委員の報酬について規定しております。

以上、「生駒市男女共同参画推進条例」の概要につきまして説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり市議会へ提出することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

ご異議なしと認めます。よって日程第6、議案第19号「平成19年生駒市議会第4回（9月）定例会提出議案の意見について」は、原案のとおりといたすことに決しました。

本条例案をまとめていただくにあたり、ご苦勞いただいたことと思いますが、これからはより一層大変だと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~

○中井委員長：他に連絡事項等ございませんか。それでは、これにて閉会いたします。

午前11時40分 閉会